

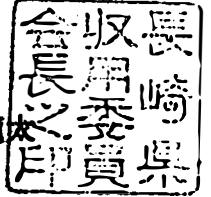
副本

再 弁 明 書

31長収委 第18-1号  
令和2年7月 7日

審理員 中林 大典 様

長崎県収用委員会 会長 梶村 龍太



審査請求人遠藤保男外 108 人から令和元年7月3日付けで提起された、当委員会が令和元年5月21日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決(以下「本件処分」という。)に対する審査請求において、審査請求人らが3月31日付けで提出した反論書(以下「反論書」という。)に対し、下記のとおり再弁明します。

記

1. 「2 審査請求の理由に対する認否」に対する反論」に対する認否
  - (1) 反論書の3の2)ア1及び2中「その事業認定を根拠とした収用明渡裁決は無効」とする意見に対しては争う。
  - (2) 反論書の3の2)ア4中「収用委員会は事業認定の手続きを一つ一つ真摯に検討することなく、そのうわべを見るだけで、「事業認定に事業認定を当然に無効とするような瑕疵は認められない。」としたことはあまりに容易であった。」とする意見に対しては争う。
  - (3) 反論書の3の2)ア4中「収用委員会は川辺川ダムの事件と同様に、「起業者の当初の目的は果たせないことが明らかになった。このような状況下での収用裁決は難しい。ここで考え直してはどうか」と起業者に呼び掛ける＝勧告するのが至当であった。」とする意見に対しては争う。
  - (4) 反論書の3の2)イ2中の無効となる明白な瑕疵について、「誤認が一見看取り得るもの」としている限り、石木ダムの必要性がうそとデタラメでねつ造されていることを看取することはできない。」及び「法に定める事業認定手続が行われていることを確認してもその内容を確認しない限り、「石木ダムや事業を必要とする理由がうそとデタラメによるねつ造」であることを看取することができない。」とする意見に対しては争う。
  - (5) その余の事実主張については否認ないし不知。その余の法律上の主張又は意見については争う。

2. 本事件に対する意見

(1) 当委員会が行った収用裁決の適法性

令和元年12月4日付け31長収委第18号で提出した弁明書(以下「弁明書」という。)の4(1)で述べたとおり、当委員会は、起業者の裁決申請及び明渡裁決申立てを適正なものとして認め、申請を却下する理由がないので、土地収用法(以下「法」という。)第47条の2第1項及び第2項の規定によって、収用等の裁決を行なったものであり、当委員会のなした本件処分は法に基づいた適正なもので、取消されるべき違法はない。

(2) 審査請求人らの反論書での主張に対する反論

ア 審査請求人らは、本件事業に係る事業認定は取消しが相当としたうえで、その事業認定を根拠とした収用明渡裁決は無効である旨主張する。

しかしながら、弁明書の4(1)イで述べたとおり、事業認定庁がなした事業認定処分<sup>・</sup>の適否について、収用委員会は審査権限を有しておらず、事業認定庁の行った事業認定を尊重すべき義務を負うから、仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、収用委員会は、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならないから、裁決を無効とする審査請求人らの主張は失当である。

イ 審査請求人らは、収用委員会は事業認定の手続きを一つ一つ真摯に検討することなく、そのうわべを見るだけで、「事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」としたことはあまりに容易とし、これに関連して、無効となる明白な瑕疵について「誤認が一見看取りし得るもの」としている限り、石木ダムの必要性がうそとデタラメでねつ造されていることを看取することはできない旨及び法に定める事業認定手続が行われていることを確認してもその内容を確認しない限り、「石木ダムや事業を必要とする理由がうそとデタラメによるねつ造」であることを看取することができない旨主張する。これらの主張の前提には、収用委員会は収用の前提として事業計画の是非について実質的に判断すべきとの考えが窺われる。

しかしながら、①弁明書の4(1)イで述べたとおり、事業認定庁がなした事業認定処分の適否について、収用委員会は審査権限を有しておらず、事業認定庁の行った事業認定を尊重すべき義務を負うから、仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、収用委員会は、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならないこと、②収用委員会としては裁決に当り、事業認定処分の無効の当否について判断することになるが、弁明書の4(1)エで述べたとおり、本件事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分には、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められないことから、裁決を無効とする審査請求人らの主張は失当である。

ウ 審査請求人らは、収用委員会は川辺川ダムの事件と同様に、「起業者の当初の目的は果たせないことが明らかになった。このような状況下での収用裁決は難しい。ここで考え直してはどうか」と起業者に呼び掛ける＝勧告するのが至当であったと主張している。

しかしながら、裁決申請の取下げ勧告は、裁決申請が法第47条の却下の裁決の要件に該当する場合、収用委員会が却下の裁決を行なう前に起業者に裁決申請の取下げを促すものであるが、川辺川ダムの場合、事業認定申請書添付の事業計画書の事業目的に変更が生じた(事業目的の変更は、法第47条第2号の申請に係る事業計画が事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるときに該当する。)ため、起業者は、熊本県収用委員会からの裁決申請の取下げ勧告に基づき、裁決申請を取下げたものである。他方、本件の場合、裁決申請に係る事業の事業目的は、事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された事業目的と同じであり、本件処分に係る裁決申請については、弁明書の4(1)オで述べたとおり、法第47条に掲げる却下の裁決の要件に該当するような事実は認められない。

よって、弁明書の4(2)アで述べたように、本件処分について、収用委員会が起業者に対し、裁決申請の取下げを勧告する理由はないから、裁決申請の取下げを勧

告すべきとする審査請求人の主張は失当である。

エ 上記ア～ウで述べたとおり、反論書において、本件処分の取消しを求める審査請求人の主張は何れも失当であり、本件審査請求は理由がない。

(3) まとめ

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件処分に取消されるべき違法はなく、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。